



認定こども園整備に係る保護者説明会



日時：令和4年7月11日（月）午後7時～
7月12日（火）午後7時～

場所：色麻町保健福祉センター 健康増進室

認定こども園整備に係る保護者説明会

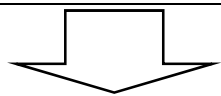
次 第

1. 開 会
2. 町長あいさつ 色麻町長 早 坂 利 悦
3. 出席職員紹介
4. 説 明 幼保連携型認定こども園への移行について
5. 質 疑
6. 閉 会

幼保連携型認定こども園開設決定までの経緯について

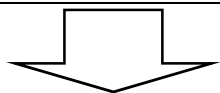
町の幼稚園と保育所の課題

年齢区分と施設との不一致の解消、保育需要の高まりへの対応、施設の老朽化、人材確保の困難さ など



町子ども・子育て会議に諮問

より良質な幼児教育と、より安心な保育の今後の在り方について、色麻町子ども・子育て会議に諮問



答申を踏まえ、幼保連携型認定こども園開設を決定

色麻町子ども・子育て会議からの答申を踏まえ、町は、就学前の子どもの最善の利益を第一に考え、また保護者や地域の子育て力の向上に向けた更なる支援を目指すこととしました。

さらに、幼稚園と保育所の課題を解消するとともに、全ての子どもにより良質な育成環境を継続的に提供することを目的に、設置運営形態を公立から、民間事業者が建物を建て運営にあたる「民設民営」とし、自然環境に恵まれ、比較的静かで、地域に愛されてきた「笠松」がある現在の色麻幼稚園の場所に民間活力を活かした「幼保連携型認定こども園」を開設することとしました。

幼保連携型認定こども園への移行について

公立の色麻幼稚園・色麻保育所・清水保育所を一つにし、令和6年4月に認定こども園に移行します。
認定こども園の設置運営形態は、民間事業者による「幼保連携型認定こども園」とし、町が定めた「認定こども園基本計画」及び「認定こども園整備方針」を踏まえ、現在、移行に向けて準備を進めています。
設置運営する民間事業者は、認定こども園設置運営事業者選定審査委員会の選定結果を踏まえ、「社会福祉法人みらい」と決定しています。

幼保連携型認定こども園とは

幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良さを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。就学前の幼児教育・保育・子育て支援を一体として捉え、一貫して提供する枠組みです。



幼保連携型認定こども園への移行により変わることは

- 認定こども園が新しく設置され、環境が快適になり、老朽化による建物の安全性確保の課題が解消されます。
- 0歳児から5歳児まで連続性のある教育と保育を1つの施設で一体的に提供できます。
- 一体化によりスタッフが充実し、有資格者による保育環境が整います。
- 今まで、幼稚園・保育所それぞれに申請受付等をしていましたが、町内に1つの幼児教育・保育施設となるため、申請先が1か所となります。
- 町内に1つの幼児教育・保育施設となるため、就学前の子どもの送迎場所が1か所となります。
- 民設民営により、幼児教育・保育について、町と園との関わりが薄くなる可能性があります。
そのため、町と園が連携を図りながら良質な子ども・子育て環境を整えることを目的に、(仮称)「色麻町子育て支援連絡協議会」を設置し、事業者と連携を図っていきます。



教育・保育給付認定

保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育（小規模保育、事業所内保育など）の利用を希望する方は、町から利用のための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

- 【1号認定】 3～5歳児（教育時間）
満3歳以上で、保育を必要とせず教育を希望される場合
- 【2号認定】 3～5歳児（保育必要）
満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
- 【3号認定】 0～2歳児（保育必要）
満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

基本的イメージ

	7:00	9:00	12:00	14:00	18:00	19:00
1号認定 (3～5歳児)		教育・保育				
2号認定 (3～5歳児)		保育	教育・保育		保育	延長 保育
3号認定 (0～2歳児)		保育				延長 保育

教育・保育時間

開園日は、月曜日～土曜日（日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

【1】月曜日から金曜日

- ①教育時間：9時00分から14時00分
- ②保育短時間：8時30分から16時30分
- ③保育標準時間：7時00分から18時00分

【2】土曜日

- ①保育短時間：8時30分から16時30分
- ②保育標準時間：7時00分から18時00分

※1号認定（教育時間の方）は、夏季休業日・冬季休業日などがあります。

給食の提供

給食は自園調理で、すべての園児に対し提供されます。
給食費は、運営事業者が定めた額を納付します。



通園方法

1号認定及び2号認定（3～5歳児）の方は、通園バスまたは保護者の送迎となります。
3号認定（0～2歳児）の方は、保護者の送迎です。
通園バスの利用にかかる利用料は、運営事業者が定めた額を納付します。



保育料

認定こども園にかかる保育料は、町が条例等に基づいて決定した額となります。
保育料は、保護者の所得に応じた負担額となり、運営事業者へ納付します。

行 事

認定こども園で行う行事は、幼稚園や保育所で、これまで地域や保護者の皆さんと築き上げてきたことを、認定こども園開園準備会議（三者会議）等で意見を聞きながら、決定します。

引継ぎ

令和6年4月開園の認定こども園へのスムーズな移行を図るため、令和4年10月から令和6年3月までの1年6か月間、幼稚園及び保育所のそれぞれの施設で、町職員と運営事業者の職員が合同で行う「合同保育」を実施します。



主なスケジュール

【会議・説明会等】

日 時	内 容
令和4年 6月22日	第1回認定こども園開園準備会議
令和4年10月～令和6年3月	引継ぎ（合同保育）の実施
令和5年10月	保護者説明会
令和6年 4月	認定こども園開園

【工事等】

工 期	内 容
令和4年 7月～令和4年11月	旧プール跡地駐車場整備工事
令和4年11月～令和4年12月	幼稚園プール・旧自転車置場撤去工事
令和5年 2月～令和6年 1月	認定こども園建築工事（外構工事含む）
令和5年 6月～令和5年 8月	フェンス等撤去工事
令和6年 5月～令和6年 9月	幼稚園園舎解体撤去工事
令和6年10月～令和6年12月	駐車場整備工事